慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会政策思想家による労働運動論の展開(下) : 明治38年から大正5年まで
Sub Title	Japanese social reformer's theory of labor movement, 1905-1916 (II)
Author	池田, 信
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.8 (1973. 8) ,p.565(33)- 578(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19730801-0033
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730801-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会政策思想家による労働運動論の展開（下）

——明治38年から大正5年まで——

池　田　　信

はじめに
Ⅰ　労働組合論
　1　労働組合についての一般論
　(1)労働組合存立の根拠について
　(2)組織形態と構造について
　(3)機能について
　(4)組合の起源について
　2　日本の労働組合運動について
　3　鈴木文治の労働運動論（以上前号）
Ⅱ　ストライキ論
　1　ストライキについての一般論（以下本号）
　2　調停・仲裁制度について
　3　治安警察法への批判
　4　日本のストライキの特質

Ⅱ　ストライキ論

1　ストライキについての一般論

明治40年ごろに重工業・鉱山業の大経営体において一連の激しいストライキがあり，また明治45年に東京市電争議，呉海軍工廠争議などがおこり，社会政策思想家の問題意識をつよく刺激した。第1部でみた労働組合論はストライキがもっとも重要な武器であることを論じているが，逆にこれらの労働組合論は現実におけるストライキの勃発に触発されて形成されたのである。このようなストライキへの関心の増大は，社会政策学会が第7回大会（大正2年）の共通論題を「労働争議」としたことからもうかがえよう。

社会政策思想家のストライキ論は，ストライキを否定的にみる「主従の情誼」論を批判して，それが良し悪しの問題であるまえに「事実の問題」であることをとく。塩沢昌貞（早稲田大学講師，社会政策学会員）はつぎのように論じている。(1)

注(1)　塩沢昌貞「同盟罷業及其予防策」『太陽』明治45年6月。

「従来主従関係に依つて維持せられたる産業組織は次第に一変して近世的賃銀制度が普及するに従ひ旧来の主従の情誼に基ける暖き感情は次第に薄らぎ雇主と労働者とは利害の関係に依つて支配せらるゝの勢を免れない」

「一般的大勢として見れば同盟罷業は近世の労働者の自覚に基ける位地改善の希望より発する運動の結果であつて単に一片の理屈を以て律し難き一の勢に属するのである。即ち近世社会に於ける個人の人格感念の発達に従ひ労働者としても次第に社会に於て平等の位地を占め所謂機会均等の状態に達せんとする政治上，社会上の運動に伴ふものであつて自然の勢に属する事実の問題であり資本家に対する労働者の運動の一面に外ならぬのである」

このようなストライキ不可避論は，さらに賃金労働者が労働力という特殊な商品の販売者としてもつ取引き上の弱さを克服するためには団結をしてストライキを武器にして資本家にあたるほかはないという経済学的理解に基礎づけられて，社会政策思想家のほぼ共通の主張となっている。

しかしながら，ストライキは労働者には利益をもたらすものであっても社会には直接には損害を与えるもの，すなわちストライキにおいて労働者の利益と社会のそれとは直接的には対立するものと理解されている。

「同盟罷業は一面一国国民経済の発達を阻碍する凶器なれば妄りに之を用ふべからざるは論なき所なれど，又之を善用して労働者の地位を向上し得る利器なるを以て，之を全然否認するが如きは吾人の同意し得ざる所なり。されば法律により同盟罷業を事実上不可能ならしむるが如きは，労働者の手より此利器を奪ふものにして，斯かる法律の下に於ける職工組合は恰かも軍備なき国家と同じく，雇主に対し如何に交渉の妙を極むるも寸効だも収め得べからざるや明かなり」(2)

そこで国民経済の利益と労働者の利益とをいかに調和させるかが問題となる。そのための第1の手段として労働組合が挙げられる。労働組合はストライキをなしうる実力をもつことによって交渉において資本家にたいしてより対等な立場にたち，またその力を資本家にみとめさせる一方，できるだけ平和裡に交渉を妥結させようとし，ストライキを最後の手段として，しかも有効なばあいにのみ行使するので，ストライキはなくなりはしないが減少の傾向を示すという。そして労働組合運動による労働諸条件の改善は労働能力の向上をもたらすので，結局国民経済の発展とストライキを有力な武器とする労働組合運動とは調和すると主張する。第2の手段としては，調停・仲裁制度があげられるが，この点については次節で論ずる。以上のようなストライキ論はすでに日清戦後期の山崎覚次郎のそれのうちにその骨子が形成されていたのであり(3)，日露戦争後の時期にはそれがいっそう詳細に，いっそう多くの人によって論ぜられるようになったのである。

そうではあるが，欧米諸国においてストライキが激発し，それらへの社会主義，サンディカリス

注(2)　山県，前掲書281頁。
(3)　この点については，前掲の池田「日清戦後期の社会政策思想」を御参照いただきたい。

ムの影響力が増大しはじめると，社会政策思想家としてもかならずしもストライキについて楽観ばかりしておれなくなる。平沼淑郎（早稲田大学教授，社会政策学会員）は前掲の学会大会での報告[(4)]において，労働争議を「利益の衝突」によるものと「階級の衝突」によるものとに分けている。前者は「経済競争」すなわち「供給需要の関係」に由来するもので，「資本主の利益」と「労働者の利益」との相反が生じたばあいの衝突であり，いわば個々の経済的問題をめぐる対立である。後者は労資の階級的敵対性を意識した，階級全体の利害をめぐる対立である。福田も他の個所で，「階級と云ふことを意識する所の争と，之を意識せずしてする争」とに分けている[(5)]。平沼はさらに論をすすめて，「利益其ものゝ解決と云ふものに至りましては，今日欧羅巴に行はれて居る所の仲裁解決法を加味しても十分に解決の道がつくと信じます。併ながら……所謂クラッセン・カンプフ階級戦争と云ふことになりますと，仲裁調停だけのことでは或は治まりにくいかとも思はれる」とのべている。

この「階級の衝突」としての争議が欧米諸国において激化していることへの危惧を反映して，社会政策思想家のうちに従来の楽観論を批判する悲観論が抬頭しはじめた。前掲の学会大会での討論においても桑田らの主張を山本美越乃（京都帝国大学助教授，社会政策学会員），添田寿一が批判し，活発に論議がかわされている[(6)]。

添田はストライキが労働者自身や社会に与える弊害を強調し，労資対立の緩和に「日本の固有の美風」＝「情誼」を役立てることをといている。添田のこのような主張は理論的な裏付けにとぼしいものであり，一種の守旧論にすぎなかったが，山本はより理論的にみずからの見解をうちだしている。

山本による批判のおもな点は，つぎの２つである。すなわち，その第１はストライキを労働契約をより有利にむすぶための労働者の当然の市民的・経済的行為とみるストライキ肯定論への批判である。第２は，労働組合はストライキの行使を必要最少限にとどめるという楽観論への批判である。以下，この２点をめぐる対立する諸見解を紹介する。

まず第１点について。はじめに肯定論を桑田の主張[(7)]にそってみておきたい。

「同盟罷工は労力の売買に関する一種の商略なり。売手は成るべく高価に之を売らんことを欲し，買手は成るべく低価に之を買はんことを欲す。……労力の売買に於ても亦然り。労力の代償たる賃銀にして資本家の意に満たざるときは，資本家は何時にても労働者を解雇するの自由を有せりとせば，労働者に在っても亦其代償が意に合せざるときは何時にても就業を拒絶するの権利あることは，当然の事理に非るか。而して多数の資本家が連合して同盟解雇の方法に依つて賃銀の減少を図ること正当なりとせば，多数の労働者が連合して賃銀の増加を要求し，已

注（4）社会政策学会編『労働争議』大正３年，９～33頁。
（5）福田徳三「社会問題及社会政策概論」大正２年４月に講演，同『改定経済学研究』大正４年，所収。
（6）この大会での討議は非公開でなされているが，その要旨は社会政策学会前掲編書にのせられている。
（7）桑田「同盟罷工と職工組合」（前掲）。

むなくんば同盟罷工なる最後の手段に訴ふるに於て何の不可なることか之あらん。要之するに同盟罷工なるものは同盟解雇と其性質を異にすることなく，純然たる一種の商略なりと云はざるを得ず。然るに世間の有識者にして此の明白なる事理を解せず，同盟罷工の性質を誤解し，独り労働者のみを非難するは不当の事たり」

一方，山本は「同盟罷業ハ弱者ノ強者ニ対シテ施シ得ヘキ唯一ノ強制手段」なので，「国法ノ権力」「社会ノ威力」が弱者を保護する完全な社会制度の発達をみるまでは「正当な」ストライキは「一種ノ必要的凶事（Necessary evil）」であるとして，ストライキの積極的な側面をあるていど認めているが，ストライキを当然の市民的・経済的行為とみる見解にたいしては，つよく反論する。すなわち，「労働者カ単独的ニ労力ノ提供ヲ拒ム」ことと「同盟罷業」とのあいだには「著シキ差異存シ決シテ単個ト総和ノ関係ヲ以テ律スヘカラサルモノアリ」となしてその相違をつぎのようにのべ，ストライキが「不法行為ヲ伴フコトナシトスルモ」社会にとって有害であるととくのである。(8)

「凡ソ労働者カ単独的ニ労力ノ提供ヲ拒絶スル場合ハ通常他ノ業主ト更ニ有利ナル契約ヲ締結シ得ヘキ予期存スルカ故ナリ，然ルニ同盟罷業ノ場合ニ在リテハ毫モ斯カル予期存セスシテ労力ノ提供ハ当事者ノ孰レカ一方ノ譲歩ヲ見ルニ至ル迄ハ全ク中止セラレ孰レカ一方ノ譲歩ヲ機トシテ玆ニ従来ノ労働者ハ従来ノ業主ノ下ニ再ヒ其労働ヲ継続スルニ至ルモノナリ，是レ同盟罷業ノ単独罷業ト大ニ其趣ヲ異ニスル所ニシテ前者カ後者ニ比シテ当事者間ニ悪結果ヲ齎ス所以ノモノモ亦実ニ玆ニ存ス，何トナレハ同盟罷業ノ実行ト共ニ労働者等ハ更ニ有利ナル労働契約ヲ締結シ得ヘキ業主ヲ索メントスルニアラスシテ唯従来ノ業主ヲ強制シテ其要求ヲ容レシメンコトヲ唯一ノ目的トナスカ故ニ之レカ解決ヲ見ルニ至ル迄ハ遊惰怠慢ニ日々ヲ徒消シ啻ニ彼等ノ生活ノ基本タル賃銀ヲ失フノミナラス所謂小人閑居シテ爰ニ不善ヲ為ス者漸ク増加シ終ニハ其弊竇ヲ社会ニ流布スルニ至ルヘク又之レヲ業主ノ方面ヨリ観察スルモ罷業ノ継続中ハ幾多ノ資本ハ運用ヲ停止セラレ，事業ノ経営ハ玆ニ蹉跌ヲ来タシ，其直接間接ニ受クル所ノ損害頗ル大ナルヘキモノアルト共ニ，更ニ之レヲ一般社会上ヨリ観ルモ同盟罷業ニ基ツク生産ノ頓座ハ早晩需要供給ノ均衡上ニ現ハレ，従テ其物価及ヒ金融上ニ及ホス影響頗ル寒心スヘキモノ在リ」

このように，桑田はストライキを個人の労働者の契約拒否と同一の形式にもとづく取引き上の商略とみて，それにもとづいてより肯定的な評価をなし，山本は前者を後者とは異質の内容をもつ行為であるとみて，それにもとづいてより否定的な評価をなしているのである。

つぎに第2点について。楽観論の代表的なものとして関の見解をあげると，つぎのとおりである。(9)

「職工組合の発達に伴ひ同盟罷業の実行上労働者は経済の原則，則ち最小の犠牲を以て最大の

注(8)　山本美越乃「同盟罷業論」『京都法学会雑誌』明治45年6月。
(9)　関，前掲書下巻，390頁。

効果を収むてう原則を遵奉し（政治的革命的罷業に於て然らず）其実行前に慎重の態度に出づるのみならず，其実行の後も損害の減少を勉むることとなるべきなり」.

これにたいして山本は，労働組合の必要を，また「止ムヲ得サル場合ニ於ケル最後ノ手段」としてのストライキの行使をみとめてはいるが，楽観論にはいちじるしく批判的である。

「過去ニ於ケル同盟罷業ノ実蹟ニ徴スルニ……労働組合組織ノ益々盛ナラントスルニ従ヒ此武器濫用ノ弊モ亦愈々瀕繁（ママ）ナラントシ現今ニ於テハ労働組合ハ恰モ同盟罷業ヲ為サンカ為メニ生レ，之レヲ以テ其存立ノ主タル目的ト為スカ如キ観アルコトハ最モ憂フヘキ現象ト云ハサルヘカラス」

労働組合とストライキとの関係についてこのように見解がわかれるのは，桑田・関らが職業別組合主義を本来のもの，本質的なもの，現実的なものとしてとらえ，その他のものを非本質的なもの，経過的なものとみなしていたのにたいして，山本が社会主義，サンディカリスム，新組合主義，産業別組合主義などの影響力増大とストライキ激発に現実的な脅威を感じ，それを経過的なものとしてすませることができなかったことによるのであろう。ストライキについてのこのような見解の対立は，おのずから望ましいと考える調停・仲裁制度の内容についての見解の対立へと通じる。

2　調停・仲裁制度について

「階級の軋轢」を防ごうとする社会政策思想家にとって，ストライキについての論議が争議の調停・仲裁へとすすむのは当然の成行きといえるであろう。日清戦後期における山崎覚次郎のストライキ論ではわずかに調停・仲裁制度の必要が示唆されていたにすぎないのにたいして，日露戦争後の時期においては多くの社会政策思想家がストライキを論じたが，あわせてこの問題にふれなかったものはほとんどいなかった。彼等は各国の調停・仲裁制度をくわしく紹介し，論じている。

多くの国においてすでに任意主義にもとづく調停・仲裁制度が普及していたが，あらたに注目をひきはじめたのは強制主義にもとづく制度の採用である。その1つは，ニュージランド・オーストラリア方式である。ニュージランドは1894(明治27)年にすでに強制主義にもとづく仲裁法を制定していたが，以後それを修正・強化して1908(明治41)年に産業調停仲裁法 (Industrial Conciliation and Arbitration Act) を制定した。これは，労資の紛議にさいして調停を，さらにすすんでは仲裁をうけることを，ついで和解協定ないしは仲裁裁定を順守することを法的に義務づけたもので，ストライキ，ロック・アウトをなくそうとするものであった。同様の制度がオーストラリア各州および連邦においても採用されている。いま1つは，カナダ方式である。カナダは1907(明治40)年に労働争議調査法(Industrial Disputes Investigation Act)を制定している。同法は，鉱山業，公益事業の労資双方に紛議のさいに調停委員会による調査・調停をうけること，そのあいだストライキ，ロック・アウトをおこなわないことを義務づけたものである。しかし，同法は調停をうけることを義務づけたの

であって，調停委員会の裁定にしたがうことを義務づけるものではなかった。なお，一般的な制度ではないが，1912（明治45）年の炭坑夫の大ストライキにさいしてイギリス政府が石炭採掘業に関する特別法を制定して三者構成による共同地方委員会に最低賃金を決定させたことは，これまで任意主義をとっていたイギリスにおいてさえ事態収拾のために強制主義をとらなければならなくなりはじめているとして，注目をひいた。社会政策思想家たちはこれらの制度を紹介したうえで，任意主義と強制主義とのいずれを選ぶべきかについて自らの見解を表明している。

多数は任意主義をとるのであるが，この立場からもっとも積極的に論じているのが関である。[10] 彼はまず，ニュージランド・オーストラリア方式は，徹底した保護貿易，外国労働者入国制限の経済政策をとっている特定の国においてのみ有効性をもつのであって，一般的には採用できないものであると指摘している。ついで，人為的に適正な賃金水準をきめることは不可能であるとしており，裁定が適正な水準からはずれたさいの弊害について述べている。すなわち，裁定による「賃銀低キニ失スルトセバ」，労働者の不満を高め，ストライキを誘発し，その結果法律違反として労働者に体罰を課することになる，あるいは労働者がいっせいに他の産業に移動し，結局他各産業における賃金裁定と全般的な労働移動抑制策を必要とすることになり，「自由労働ノ根本原則」をこわすこととなる。「賃銀高キニ失スルトセバ」，企業は国際競争にやぶれ，「企業ノ衰退ト失業ノ増加」をまねくことになる。そして一般的な結論として，「強制的仲裁ハ賃銀及ビ雇傭条件ノ法定ナリ」，その「論理上ノ終局ハ強制労働ナリ」とまで断言している。彼はこのように強制主義に原則的に反対であり，「公共的企業」においてのみ前述のカナダ方式を採用することをみとめている。「公共的事業」以外のばあいには，「当事者ノ自由意志ニ依ル和解仲裁制度ノ普及ヲ計リ当事者ノ一方又ハ双方ノ請求アル場合ニハ国家ハ和解仲裁ノ機関ヲ設クルコトトシ，且ツ，其請求ナキ時ハ勧告調停ノ労ヲ採リ，当事者ノ和衷協同ヲ傷ケザルヲ勉ムベキナリ」と述べている。このような関の見解は社会政策思想家のほぼ代表的なものであった。塩沢は任意主義を原則とし，公益事業にのみ「強制干渉主義」＝ニュージランド方式をとること[11]を，また気賀はやはり任意主義を基調となし，労資双方が仲裁を申請したばあいにのみその裁定を強制すること[12]をといている。

これにたいして，山本は徹底して強制主義を主張している。[13] 労働争議は「一般社会ノ利害休戚ニ関スルコト頗ル大」なので，「社会ノ平和ヲ維持シ公共ノ福利ヲ保護スル点ヨリ論スルモ国家又ハ公共団体ノ強制的ニ之レニ干与スルハ毫モ怪シムニ足ラサルナリ」と述べている。このような立場から，さらに日本における強制的仲裁制度の必要をといている。

「故ニ仮令労働団体ヲ組織スルモ労働者ニ対シテハ同盟罷業ヲ，又業主ニ対シテハ工場閉鎖ヲ

注(10)　関，「労働紛争ノ強制的和解仲裁制度」『国民経済雑誌』大正2年1月。
(11)　塩沢，前掲論文。
(12)　前掲学会大会における報告，社会政策学会，前掲編書所収。
(13)　山本，前掲論文。

禁止スルト共ニ賃銀労時其他一切ノ労働上ノ争議ニ関シテハ最モ公平ナル立点ヨリ之レヲ平和ニ解決セシメンカ為メニ国家ハ強制力ヲ有スル労働争議調停機関ヲ設置スルノ必要アリト信スル者也」

ちなみに，このような主張から山本が日本においてどのような労働組合が必要であると考えていたかが明らかとなる。「吾人ハ我労働者間ニモ或ハ失職救済及ヒ労働紹介ニ力ヲ致シ，或ハ労働契約ノ締結ニ諸種ノ便宜ヲ与ヘ，或ハ労働力ノ分配ヲ調節セシムル等ノ目的ヲ以テ一種ノ秩序アル団体的組織ノ必要ヲ感スル者ナリ」として労働組合の必要をといているが，労働組合がストライキをおこなうことには否定的なのである。

調停・仲裁制度についての関らと山本との見解の対立は，ストライキについての彼等の見解の対立にもとづくものである。桑田，関らは労働組合運動が職業別組合主義にもとづいて健実な発展をとげれば任意主義の調停・仲裁制度で十分対処できる，と考えていた。これにたいして，山本は「階級の衝突」による争議の激発を深刻にうけとめ，強制主義による制度でもってしかこれに対処できないと考えていたのである。いずれの見解も現実認識において欠けるものがあった。桑田，関らは独占資本主義段階における労資の階級的対抗関係の展開についての理解を欠いていたし，また山本のように強制的仲裁制度によって労働運動の展開を規制できると考えることも非現実的であった。そこで，独占資本主義体制の階級的対抗関係にいっそう照応した社会政策思想がもとめられることになるが，それはつぎの段階での課題である。

3　治安警察法への批判

社会政策思想家は，ストライキを禁止し強制的仲裁制度で労資調和を保とうとする山本ら一部のものをのぞけば，ストライキを労働者の地位改善を実現するための有力な武器となしてそれを彼等の権利とみとめ，それを国民経済の発展と調和させることが必要であると考えていたのである。したがって，当然にストライキを抑制する規定をもつ法律をきびしく批判し，その改正を要求することになる。

日清戦後期に鈴木純一郎は，日本におけるストライキへの法的規制が刑法，府県令，同業組合規約によって三重になされ，統一を欠いていることを批判し，刑法から当該条項を削除し，工場法のなかでそれを規定することをもとめている。そして，労資の自主交渉を尊重しつつ調停・仲裁をはかるべきことを示唆していた。[14] 他方，政府は鉄工組合が重工業の多くの主要工場に支部をもうけたこと，日本鉄道の機関手がストライキをおこなったことなどに不安を感じ，ストライキを実質的に禁止する条項をふくむ治安警察法を明治33年に制定した。社会政策思想家たちは同法が制定された時点では積極的に批判的な態度を示さなかったが，日露戦争後には，それへの批判と改正の要求と

注(14)　池田，前掲論文。

を強力になすにいっている。前掲の社会政策学会第7回大会の討議[15]において，桑田が「予ハ諸君ノ討論ノ問題ヲ提出セント欲ス治安警察法ノ改正ナリ」と述べて積極的に討論をこの問題へと導びいているほどである。

まず，治安警察法の当該条項をあげておこう。

第17条　左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行，脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第2号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

1. 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ協同ノ行為ヲ為スヘキ団結ニ加入セシメ，又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト
2. 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇セシメ若ハ労務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廃セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト
3. 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ条件ニ関シ，承諾ヲ強ユルカ為相手方ニ対シ暴行，脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

第30条　第17条ニ違背シタル者ハ1月以上6月以下ノ重禁錮ニ処シ3円以上30円以下ノ罰金ヲ付加ス使用者ノ同盟解雇又ハ労務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ対シテ暴行，脅迫シ若ハ公然誹毀スル者亦同シ

この規定にたいして，社会政策思想家はおもにつぎの2点を問題とする。第1点は，同法がストライキの誘惑・煽動をも禁止していることについてであり，第2点は，同法が労資双方の行為への平等な規制を建て前としているが，実際において平等な規制となりえているかについてである。

まず第1点について。同法第17条は条文のうえからみれば，ストライキにさいして暴行・脅迫・公然誹毀することにくわえて「誘惑若ハ煽動スルコト」を禁止しているのであって，ストライキそのものを禁止しているのではない。しかし，実際問題として「誘惑」「煽動」なしにストライキは成立しないであろう。そうであれば誘惑・煽動の禁止はストライキの禁止となる。社会政策思想家の多くはこの点を鋭く指摘し，批判する。堀江は「誘惑煽動の伴はずして，同盟罷工の大規模に行はるゝが如きは之を事実に期し得るや否や[16]」と問題を提起し，山県は「凡そ多数の人士が一致協同の行動を為さんとするときは各人同時に同等の程度に於て其の必要を感ずるはあり得べからざる事に属するが故に，之が中心たるべき人物ありて，他人を勧誘，斡旋して団体行動に加入せしむるを常とす。……殊に同盟罷業は他の団体と異なり或る雇主の雇傭する労働者の全部が残らず同一の行動に出づるによりて甫めて其の効を奏すべく，若し一部の労働者残留して依然労働に従事するとき

注(15)　社会政策学会，前掲編書。
(16)　堀江帰一「治安警察法と結社禁止法」。同『経済財政横議』大正2年，所収。

は罷業の目的を貫徹すること困難なるを以て，勧誘の必要も他の団体行動に比し大ならざるを得ざるなり」とのべ，桑田が前掲の学会大会の討議でのべた「誘惑煽動は同盟罷業のエッセンスなり」という発言を支持している。[17]「誘惑煽動」がストライキのエッセンスであるならば，それを禁止することは当然にストライキそのものを実質的に禁止することになる。

同法第17条が「誘惑」「煽動」という言葉をつかっていることにたいして，戸田は「本来同盟罷工ニシテ不法ノ事ニアラサル以上ハ之ヲ勧誘スルノ行為ニ対シテ教唆煽動誘惑等ノ語ヲ使用スルヲ許サス」と批判し，[18] 山県はこのような言葉を用いるのは「同盟罷業若くは工場閉鎖を悪事，悪徳なりとする思想を前提とするが如し」と指摘している。これにたいしては，同法はストライキの勧誘を禁止しているのではなく，労働者を惑わせ，煽りたててストライキをおこなわせることを禁止しているのだという反論が同法同条支持者からなされることになる。社会政策学会員のうちにもこのような見解がみられる。前掲の学会の討議において中島信虎（東京高等師範学校教授）は「予ヲ以テ見レバ誘惑云々ハ悪意アルモノト解セザル可ラズ，即チ悪意アルモノヲ罰セバ可ナリ故ニ改正ノ必要アラザルナリ」と述べている。同法同条反対論者はこれに直接に反論を加えていないが，「勧誘」と「誘惑」「煽動」とは事実上区別できず，ストライキを抑制しようとすればいつでも前者を後者として判断できること，ストライキは労働力商品取引き上の戦術であり，指導者の提示する戦術が正当か否かを判断するのは当事者である労働者であって国家でないこと，たとえ労働者の判断力が未熟なものであってもそれは彼等の経験の積重ねによって克服するほかないことなどから，「誘惑」「煽動」を「勧誘」から区別する主張を否定し，後者を特定の価値判断にもとづいて表現すれば前者になるのだという考えにたっていたものとおもわれる。

なお，堀江はさらにすすんで治安警察法をイギリスのかつての団結禁止法と比較して，「単に表面の規定相酷似せるのみならず，其根本の精神に於ては，即ち一なることを認めざるを得ず」と述べている。しかし，山県はこの主張は「譬喩に過ぎ」ぬものとなし，大日本帝国憲法第29条は結社の自由を規定しており，法律に労働組合の結成を禁止するものはない——治安警察法は労働組合結成にさいしての暴行・脅迫・公然誹毀のみを禁止している——から，法律上では労働者は組合を結成する自由をもっている，この意味で治安警察法は労働者の団結そのものを禁止するイギリスの団結禁止法とはことなっている，と述べている。とはいえ，ストライキは労働組合の「重要な手段」であるから，それを実質的に禁止することが労働組合活動に重大な規制を加えることになることは，山県はじめ同法同条批判者の一致して主張するところである。

つぎに第2点について。同法同条が労資の行為を平等に規制しているという主張にたいしては，まず，独占資本主義段階においては独占体制そのものがすでに資本の「団結」となっていることを

注(17) 山県，前掲書，283頁。
(18) 戸田，前掲論文。

指摘することから反論がなされる。戸田は，日本でもカルテル，トラストなどにみられるように独占化がすすんでいるが，このような資本の「団結運動ハ主トシテ生産物販売ノ方面ニ於テ効果ヲ生スヘシト雖トモ，一面ニハ労働者ノ雇傭ニ付テモ幾分カ効果ヲ生セサルヲ得ス。特ニ合同ノ中ノトラストニ於テハ此両方面ニ斉シク其独占力ヲ発揮スルノ性質ヲ有ス」と述べている。山県も「一人の雇主はそれ自ら団体にして，千人の労働者を雇傭する雇主は千人の組合員を有する鞏固なる職工組合に匹敵す」と指摘している。ところで，労働者は団結をしストライキを武器としなければ資本の力に対抗できないが，ストライキをするには公然とかつ強力に「誘惑」「煽動」することが必要であるのにたいして，各資本家は1企業として行動するさいにはまったく誘惑・煽動なしにロック・アウトをすることができる。資本家が共同行動をとるさいにも，彼等は労働者に比して数が少なく，また独占化がすすむにつれてさらにその数が少なくなるのであるから，隠密裡に協議することができる。したがって，同法同条は実質的には労働者の側のみを規制するのである。

このような不公平は，独占化がすすんでいる産業のみにみられるのではない。同業組合に結集した中小企業の資本家とその業種の労働者との関係においてもみられる。戸田は京都麺類商組合を，山県は摂州酒樽製造組合を例に挙げて論じているが，戸田は結論としてつぎのように述べている。

「試ニ一考セヨ。企業家カ一定額以上ノ価ニアラサレハ販売セサルヘキヲ約シ，又ハ一定額以下ノ給料ニアラサレハ労働者ヲ雇入レサルヘキヲ約シ，此規約ヲ励行スルカ為メ公権ヲ藉リテ科料及除名ト云ヘル一種ノ財産没収及名誉毀損ヲ実行スルヲ認メナカラ，一面ニ於テ労働者カ一定額以上ノ給料ニアラサレハ労働ヲ売ラサルコトヲ協約シ，之ヲ実行スルカ為メニ暴行脅迫誹毀ノ手段ヲ用ユレハ特別ノ厳刑ニ処セラレ，甚シキハ此ノ如キ規約ヲ主唱シタリトノ事実ニ由テ直チニ処分ヲ受クルカ如キハ，階級的精神ノ強キ西人ヲシテ之ヲ評セシムルモ到底之ヲ穏当ト云フヲ得サルヘシ」

以上のような批判にもとづいて，桑田，堀江，戸田，山県，福田，高野ら社会政策学会の有力な学者会員たちは，治安警察法第17条の撤廃を主張している。なお，この撤廃の主張は，この時期においては著書，論文によって，また学会大会での討議においてなされたにすぎなかったが，のちに内務大臣の諮問機関である救済事業調査会はその総会（大正8年3月）において桑田，高野，矢作栄蔵，留岡幸助ら社会政策学会員の強い主張をいれて，同法同条第1号，第2号は削除すべきであるという決議をなすにいたっている。これは日露戦後以降の社会政策思想家の主張と活動の展開の一つの成果としてとらえるべきであろう。

4　日本のストライキの特質

日本のストライキの特質については，すでに日清戦後期に鈴木純一郎が論及している。日本の労働争議が現状においては労資の経済的利害の対立よりも感情の対立にもとづくものが多いこと，将

来は前者の対立にもとづくものに移行するであろうこと，がその内容である。[19] 鈴木のこの主題は日露戦後以降の研究にもひきつがれ，いっそう詳細なものとなる。

日露戦後以降にストライキが急増したことについてはすでにいくどか触れているが，桑田はこれらのストライキについて，つぎのように分析している。[20]

「これらのストライキは多くの注目すべき特徴を示している。以前には，それらは往々にして経済的原因よりも道徳的な原因からおこつた。ある工場において労働者が虐待され，侮辱されたばあいには，彼等への同情のしるしとして彼等の仲間がストライキをおこなうことは少なくなかつた。しかし現在ではまつたくことなつた理由から――すなわち賃金引上げと労働時間短縮のために――ストライキがおこるのが普通である」

桑田はこのようにストライキが道徳的原因によるものから経済的原因によるものへと推移していることを述べているのであるが，これはあくまでも発展の傾向を指摘しているのであって，道徳的要因がなお重要な意義をもっていることを否定するものではない。

桑田がこの論文をかく直前におこった，そしてこの論文でふれている呉海軍工廠争議（明治45年3月）について，『大阪朝日新聞』はつぎのような論評を加えている。[21] 社会政策思想家によるものではないが，鋭い分析がなされているので，紹介しておきたい。

「吾人の知る限りに於ては，今回の呉の罷工は，確に我が邦特有の色彩あり，而して其の重要なる点は，西洋の罷工は経済上の動機を直接の原動力とするに反し，我が罷工は道徳上の動機を直接原因とする事是なり。換言すれば，彼に於ては，職工等は直接の経済的圧迫に堪へずして勃発するものなるが，我れに在ては，直接の経済的圧迫に加ふるに直接の道徳的圧迫あるを要し，然も我職工等は，道徳的圧迫を経済的圧迫よりも堪へ難く感ずる一種の強き自負あり，此の自負は我が優秀なる国民的精神が労働者階級にまで潜在する事を説明するものにして，一般にいへば頗る喜ぶべき現象といふを得べきも，惜しい哉文明の工業組織は，労働者の人間としての個性を無視し，否有害視し，個々労働者をして機械の一部の如くに動かしめんとしつゝあり」

鈴木文治も前掲学会大会における講演「日本に於ける労働争議の特質」[22] のなかで，「同盟罷工の直接の原因は単に経済上の問題に基くに非ずして，道徳上或は人格上，或は感情上の動機に出づることが甚だ多い」とのべ，おなじく日本人の国民性とかかわらせて論じている。

前掲新聞の論調はさらにすすんで，つぎのような指摘をおこなっている。[23]

注(19) 池田，前掲論文。
(20) 桑田，前掲の独文の論文。
(21) 「呉工廠の罷工に就て」『大阪朝日新聞』明治45年4月3日。『日本労働運動史料』第3巻，所収。
(22) 社会政策学会，前掲編書所収。
(23) 「罷工と当局」上掲紙，明治45年4月5日。前掲『史料』所収。

「元来日本人は，他の文明国民に比して感情に強し。……白人の激昂を取鎮むる場合には六分の道理も用を為せども，日本人の憤激を鎮撫するには十二分の道理も何の役に立たず，却て燃ゆる薪に注ぐの油となること多し。故に古より日本にては，此の如き場合に当り，其の鎮撫の局に当るもの赤誠を披瀝し，肝腸を吐露し，身命を抛ちて顧みざるの覚悟を示し，以て衆人の感情に訴ふるを上策とせり」

これはストライキを収拾する立場からの分析であるが，労働者の闘争の展開そのものをとらえるにも多くの示唆を与えるものである。すなわち，動機において心情的であるだけでなく，闘争のすすめ方においても心情的なのである。このことの意義をいま少しほりさげて考えてみたい。

賃金労働者が労働力商品の販売者として経済人的行為に徹するとするならば，ストライキは経済的なもの，またはそれと関連したものを基因とするのであり，労働者たちはストライキをあくまでも資本家との交渉を有利に妥結するための戦術としてもっとも合理的に行使するであろう。ここでは経済的合理主義の精神が支配的である。日本のストライキはすでに考察したようにこのモデルからかなりはみだすだけでなく，それとは対照的な面をもっている。日本の労働者は現実に労働力商品の販売者であるかぎりは労働力商品販売者としての経済人的意識を獲得する条件のうちにあり，事実獲得しつつあるが，なおかつての共同体的生活のうちにはぐくまれた意識と心情の多くをうけついでいる。そこで日本の労働者の「国民的」特質が問題となる。

これについては，鈴木文治の「日本労働者の長所短所」という興味ぶかい分析がある。[24] 彼が長所としてあげているものをひいてみよう。

「第一に利害の打算を離れて意気に感ずると云ふが如きは是である。この精神あるが為めに，或は主従の情誼と云ひ，或は親分乾分の関係と云ふが如きものが出来上つたものであると思ふ。彼等が一度び人の意気に感奮する時は，親も子も其身の命をも忘れて，水火の中にも飛込むと云ふ高義の精神に至ては実に感服に余りある次第である。

第二は淡白にして無邪気なることである。所謂，話がわかると云ふ事である。例へば労働争議などの起つた場合に，最初は非常に頑強であるが，一旦意志や感情が疏通する時は，さらりと旧来の恨みを忘れて，毫も後々まで執着しないと云ふが如きは是れである。

第三は義侠の精神に富んで居る事である。一体に日本の労働者には，所謂侠客肌，又は江戸ッ児気風と云ふものが存してるやうに思ふが，何か人から頼まれて，いざ一肌を脱ぐと云ふ場合には，実に獅子奮迅の勇気を以て之に当る。のみならず其の仲間のうちに祝儀，不祝儀等の有る場合に，其の平生の収入が甚だ尠いに拘はらず，随分思ひ切つた散財をして之れを救ふと云ふが如きは即ち是れである。こゝが即ち隣保共済と云ふ東洋的気風の著るしく顕はれて居る所と思ふ。

注(24)　鈴木文治「日本労働者の長所短所」『労働及産業』大正3年12月。

第四は面目を重んずる事である。所謂る顔に拘はると云ふ時に，死を以て之を争ふと云ふが如きは，確かに日本労働者の美点である。勿論悪く之を云へば虚名又は虚栄を悦ぶ者であると云へるけれども，併し乍ら其の奥底には確かに武士道的精神の漲れるを認むるのである。

第五は割合に従順なる事である。所謂る日本の職工が使ひ易いと云ふのは即ち奴の事であつて，半面から云へば卑窟とも卑怯とも云へやうけれども，大体に於て目上の者に対して能く従ふと云ふ事は是れも確かに長所である」

彼はさらに短所としてつぎの９点をあげている。「職業に対する忠実心が乏しい」「一体に経済思想に乏しく，貯蓄心の無い」「甚だ手前勝手で，義務責任の観念が乏しい」「不規律で且つ秩序を重んぜざる傾きのある」「甚だ感情的で，思慮の定らない者の多い」「一体に依頼心の強い」「向上心が甚だ乏しい」「非常に割拠心の強い」「旧来の悪習慣が容易に抜けない」。以上の分析は特徴を羅列したにすぎず，また鈴木の主観をかなりまじえたものではあるが，日本の労働者の「国民的」特質を克明にとらえたものといえよう。このような「国民的」特質から，ストライキが経済的なものとならんで心情的なものを基因とすることも，桑田のいうように，ストライキがいったんおこると「一般に平和には推移せず，暴力と威嚇をその特徴」とするにいたるが，[25] 鈴木のいうように「或は天来の何かの圧迫に因るか或は又其他の事情に因りまして，同盟罷業其物を終熄せしむる所の，何等かの外来の刺戟がありまするならば，一溜りもなく腰が折れて仕舞ふ」ことも，十分に説明できるであろう。[26] そしてこのような分析をもとにして，鈴木はこれらの弱点を克服するためには労働組合運動が必要であることを強調するのである。

以上が日本のストライキの特質についての社会政策思想家による分析であるが，この分析の意義と限界をしるためには，この時期のストライキについてのいっそう立入った究明が必要である。

日露戦後以降明治末年にいたるまで重工業・鉱山業の大経営体を中心にストライキがあいついでおこった。これは，一方では戦後の賃金収入の減少と消費者物価の上昇にもとづく生活の窮乏化に，他方では新しい生産・管理方法の導入による支配管理体系の強化にたいする反発にもとづくものであった。そしてこれを運動の側面からみると，明治35年，39年，45年の３度にわたる呉海軍工廠の大ストライキ，明治40年の足尾銅山の大ストライキにみられるように，往々にして暴動をともなう激しい闘争であった。呉海軍工廠のストライキについてみると，賃金収入の減少と支配管理体系強化とにたいする不満は侠客的気質をもつ労働者の行動を口火として全工場労働者のストライキへと爆発してゆくのであるが，彼等は工場を占拠し，企業の管理者層，さらには衛兵，警官を攻撃することによって解放感と仲間としての一体感とを体得する。いわば一種の千年王国到来の前ぶれを実感としてもつのであるが，このような実感をつよく感ずるほど，自分たちを支配し管理してきた者

注(25)　注(20)におなじ。
(26)　注(22)におなじ。

への反感をいっそうつのらせてゆく。このような闘争を当局が国家権力によって鎮圧することなしに「鎮撫」するためには，日ごろの支配者・管理者としての意識をおさえて前掲の『大阪朝日新聞』の論調にみるように「赤誠を披瀝し，肝腸を吐露し，身命を抛ちて顧みざるの覚悟」を示すことが必要である。しかし実際には，警官隊，憲兵隊，軍隊を動員し，活動家を検挙し起訴することによって鎮圧したのである。この闘争において，労働者は感性的ながら，使用者と国家権力とにたいする階級的な敵対意識と，自分たちの階級的連帯意識とをもったのである。

これらの闘争は，社会政策思想家がその特徴として指摘したように多くの弱点をもつのであるが，なお日本における労働者階級の形成のうえにおいて重要な役割りをはたしている。日本における労働者階級の形成——労資両階級の階級的敵対関係の確認と一つの階級としての自覚——は，知識人指導者による運動の目的性，組織性，計画性の付与と労働者自身による闘争エネルギーの爆発，感性的な階級意識の体得との対立と緊張を基軸にしてすすんでゆく。この対立と緊張のなかで両者は相互に浸透しあう。知識人指導者は当初は階級調和を理念としていたが，労働者の闘争の激化に触発されてしだいに階級闘争の意義を積極的に評価するようになる。闘争エネルギーを一時的に爆発させるにとどまっていた労働者はしだいに運動における目的性，組織性，計画性の必要を理解してゆく。このなかで階級形成がすすんでゆくのであり，明治末期の一連の激しいストライキもそのなかに位置づけてはじめてその歴史的な意義が明らかとなるのである。社会政策思想家は，階級形成ではなく，労働諸条件の維持・改善をもっとも有効に果しうる労働組合の形成を批判の尺度とするために，日本のストライキの特質の解明もいきおいその未熟さ，弱点の強調におわってしまうのである。

（昨年9月28日，はからずも故藤林敬三教授を記念して講演をする栄を与えられた。そのさいには「日本における労働者階級の形成」を演題としたが，本稿はその一部を詳しく論じたものである。）

（埼玉大学助教授）